

提案 事項 番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・ 関係官庁
1 0 1 3 0 3 0	果実酒等の製造免許に係る要件緩和	地域内で生産されるブドウなどを使用し果実酒の製造ができれば、地域振興に役立つものと考え、酒税法第7条第2項により最低製造数量(6キロリットル)が決められており、免許の取得が困難である。このため、この最低製造数量の要件緩和を求める。	原材料の葡萄は規格外品使用によるコストダウンと観光客自ら製造参加によるオンリーワンのオリジナルワインに対して「採算性」の問題は無く、特区内の保管施設にて管理し特区内の宿泊施設、飲食店等にてグラスワインとして提供し、税を宿泊及び飲食料金等を含めて地域通貨による前払式証券の導入により「特区以外での流通」と「税の滞納」を予防出来る。「公益通報者保護法」に基づく密造報告用の「目安箱」の設置によって監視強化が可能となり「密造の横行」も予防できる。廃棄予定の葡萄資源を有効利用する事により、農家の生産意欲向上と高付加価値品製造によって「税の増収」にも貢献できる。 提案理由： 鞆町では、人口が減少し2005年3月末現在では5,407人になっている。高齢化率も高く、更に、75歳以上の割合は、18.7%となっており、間もなく住民の5人に1人が75歳以上の高齢者になると予想される。原因は、農業漁業、鉄鋼業、観光産業の衰退により若者の雇用が維持出来ず、又、通勤に不便な道路事情により過疎化と少子高齢化が加速した。このままでは近い将来、集落の崩壊が危惧される。そこで、地域資源と地域特性を活かした酒造りにより地域が再活性化し「若者の定住促進」が可能となり、合わせて長期滞在観光	鞆の浦り・サンライズプラン	個人	34 広島県	財務省
1 0 4 5 0 1 0	酒税法規則第13条3項令第五十条第十項第二号に規定するものの中で自ら生産した農産物を、農産加工する過程において酒税が納付されたアルコール20度以上の酒類を用いるにあたり、みりん、酢、醤油等と同様のあつかいとする。	酒税が納付された、アルコール20度以上の酒類に農産物を漬け込む事は手軽に農産加工品の多様性を増す手段である。 ゆえに、規則第13条3項令第五十条第十項第二号に規定する財務省令で定める酒類と混和できるものの中で自ら生産した農産物と酒税が課税済みのアルコール20度以上の酒類とを混和した農産加工品を漬物やジャム等と同様の農産加工品と認めてほしい。	枚方市杉地区は規模は小さいが色々な果実が豊富です。しかし、特産品であるすももやこれらの果実は生果での日持ちが悪く、生果での販売方法では消費の拡大が困難です。 アルコール(酒税が納付されたアルコール分20度以上の酒類)につけこむことにより、味や色、香りを長く楽しむことが出来、手軽に農産加工品の多様性を増す手段となり、余剰農産物の有効活用にもなります。 このことは、地域農業の更なる活性や、規模の拡大、さらに地産地消の拡大、国内農産物の消費拡大へとつながります。		個人	27 大阪府	財務省
1 1 7 1 0 1 0	般若酒の製造・販売について	植物を加工して般若酒を作り、医療機関で治療しない人に喜びを与えるため、般若酒を酒としてではなく、健康食品として販売したい。	日本には春夏秋冬と四季に恵まれ全国的に優秀な樹木にどのような活用できるか、人間の英知により、研究又は開発を試み、それを社会の人たちに健康の為、寄贈したいものです。特に神経痛や疼痛(ウツキ)其の他の難病・脳の細胞の死滅を防止する物質は数々の実験でも副作用が無いのが特徴です。 お互い人間として何等かの貢献できれば、人生観として最大の喜びであると確信いたします。市販の焼酎乙類25度購入して植物採集して松葉を漬け込、2年間熟成したものです。他に食物を煎じて2割程度混入し、般若酒となります。		個人	32 島根県	財務省

1 1 5 3 0 1 0	専売品の小売許可の緩和について	飲食業の組合が農協の協力を得て栽培した特産原料(三浦大根)を酒造会社に依頼し、大根焼酎を作ったのですが、専売品ということで通常の飲食店では販売ができなく地域特産を生かし、考案した焼酎を小売販売できるようにする。	地域の特産物を生かし、地域活性のために町おこしの一環として飲食店の組合が原料となる三浦大根を栽培し、酒造会社の協力の下、商品開発をした。地域活性を考え自らの手で育て作り上げていった経緯と苦労を考えると、地域力に繋がる更なる町おこしのためにも飲食店での特定販売をお願いしたい。		みうら江戸前倶楽部	14 神奈川県	財務省
1 0 2 1 0 1 0	酒税法の、製造・販売許可の規制及び要件の緩和	酒税法第7条第2項酒類 一年間の製造見込数量 酒税法第9条第1項 通信販売等を含む販売許可 取得要件及び販売業免許における、人的要素3年以上・従事経験・経営経験の緩和	実施内容 事業による梨の販路拡大と、消費量増を図り、新たな農家の生産への参入及びそれに伴う遊休農地の解消を図る。 町内にある酒造会社の工場跡地を利用し、町の特産品である梨でワイン醸造を行い、町の新たな特産物とし、梨生産者の生産意欲の向上と、農地の保全を図る。 町内店舗での販売のほか、町のイベントや農産物直売所等で販売の他、通信販売も取り入れ、明和の梨を県内外へのPRし、地域の活性化につなげる。 提案理由 別紙様式のとおり		明和町	10 群馬県	財務省
1 1 7 4 0 1 0	酒、酢の製造と販売の要件緩和	地域の原産品を原料に利用する場合に限定して量や種類にかかわらず、酒や酢の製造及び販売する免許の規制を緩和する。また、酒類醸造業者への委託の考えもあるが、地域内には業者がない。地域資源(川底柿)を活かし、地域内で生産・販売を通して消費者等との交流することが、この地域の活性化になると考える。具体的には、古くから伝わる豊前市、築上郡独自の「川底柿」を使った酒類・酢を最低製造数量基準にかかわらず製造、販売することができるようにする。	各種の特徴ある酒は少なくなり、特に地域性がある。原料が少ない酒は製造が困難になり消えていった。古くから伝わる豊前市、築上郡独自の「川底柿」を使う酒類・酢を製造することで地域の特産品とし、地域の活性化を図る。1)他所にない地域原産品種の栽培推進とその利活用による地域農業の活性化(地域原産品種の保存と消滅の防止) 2)酒、酢、他加工品の製造販売による異業種との交流・連携の強化で地域の活性化 3)イベントや宿泊施設等における販売と利用による都市住民との交流・連携強化および地域文化への認識・理解の醸成 4)栽培、収穫、加工を子供達との共同作業で家庭教育からも食育、地域の文化歴史への理解醸成をする。		個人	40 福岡県	財務省

1 1 4 9 0 1 0	果実酒の最低製造数量の緩和	宇佐市安心院地域において、ぶどう生産農家及び農泊実践者が自らの地域で生産したぶどうにより果実酒製造許可を取得するため酒税法第7条第2項の酒類製造免許取得要件果実酒製造数量の緩和を要望する。	<p>衰退化する農村において今後、自らが誇りをもってなお農村で生きていくためには、農泊等グリーンツーリズムによる都市との交流による地域振興は残された数少ない地域活性化のための手段となっている。そのような中であって、ぶどう産地である当地では自家製ワインの製造は今後もっとも有効なもてなしの手法となりうる。</p> <p>(提案理由) 安心院町地域ではぶどう農家を中心とした農泊等、農村都市交流による地域活性化に、地域をあげて取り組んでいる。安心院町地域の農家でそれぞれのぶどうで特徴のあるワインを製造し都市交流住民に振舞うことで、生食の時期に限らず、ぶどうの町安心院を訪れてもらうことにより、さらなる地域活性化が可能になる。</p> <p>(代替措置) 懸念される酒税の滞納、脱税防止対策としては、地域ごとに納税組織を作り、その中で毎月納税の励行、指導を行うことを計画している。</p> <p>(別紙追加記述あり)</p>		大分県、宇佐市、NPO法人安心院町グリーンツーリズム研究会	44 大分県	財務省
1 1 2 4 0 2 0	補助事業で整備した漁港施設用地の利用の緩和	補助事業で整備した漁港施設用地(以下、「補助用地」という。)について、水産活動に支障がない場合に限り、漁協による直販所などの漁港施設以外の利用を可能とする。漁港漁場整備法第3条の中の各種漁港施設に直販所を追記する。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条のただし書きに規定する政令で定める場合に、補助用地が未利用・低利用となっている場合を追記する。	<p>補助用地について漁協による直販所などの利用を可能とすることにより、荷捌所などに隣接した補助用地を利用して直接販売し新鮮で豊富な水産物を安く消費者に提供することができ、また魚価も安定することが見込まれることから水産物の振興が図れる。</p> <p>提案理由: 社会経済情勢などの変化により当初の目的に従った利用が困難となっている補助用地については、補助金相当額を納付することにより直販所などの利用が可能となるが、県・市町の財政状況が厳しい折、新たな支出は困難(大臣官房経理課長通知H16.9.7)。</p> <p>補助用地について直販所などの利用を行うためには、現在の制度では補助用地と単独用地を等価交換した後、土地利用の変更(漁港施設用地から漁村再開発施設用地)の手続きが必要である。但し、手続きに約3ヶ月が必要であるとともに、交換するための単独用地が必要となるが単独用地を有する漁港はほとんどないのが現状である。(水産庁計画課長通知 H6.9.22)</p> <p>補助用地の整備がすべて完了したものの、漁港施設の整備が見込まれず未利用・低利用となっている場合には、直販所などの利用が可能と</p>	兵庫県	28 兵庫県	財務省 農林水産省	
1 1 4 8 1 0 0	臨時職員の賃金は物件費でなく人件費として計上	決算統計における臨時職員賃金の区分を、その任用期間の如何に関わらず物件費から人件費に移し替える。	<p>決算統計は、地方自治法及び地方財政法の規定にもとづき自治体が作成し、政府が「地方財政の状況」として国会に報告するものであり、当然の事ながら、その際の作成要領は、国が全国共通に定める。この決算統計では、普通会計における「性質別経費の状況」の作成が求められるが、その際、任用期間1年未満の臨時職員の賃金は、人件費ではなく物件費として計上している。</p> <p>一般職、特別職を含めて様々な任用形態がある中で、その給与、報酬、賃金等で物件費に分類するのは臨時職員賃金のみである。この決算統計の区分方法は、そのまま全国の地方自治体の予算、決算における性質別集計に使われていることから、政府が国会に提出する「地方財政の状況」のほか、全国地方自治体の予算、決算において、臨時職員賃金は「物件費」として取り扱われていることとなる。</p> <p>臨時職員の活用が進む中、これを物件費として取り扱い続けることは、統計処理上の問題として疑義が生じる可能性があるだけでなく、任用されている臨時職員の尊厳にも関わる問題と思われる。今後、地方において、官民の人材交流をはじめ多様な人材登用、活用手法を導入していく上でも、臨時職員の位置づけを是正しておくことが好まし</p>	草加市	11 埼玉県	総務省 財務省	

1 0 5 5 0 7 0	士業派遣の解禁(過疎地限定) 士業・・・弁護士・外国法律事務弁護士・地方書士・土地家屋調査士・公認会計士・税理士・弁理士・社会保険労務士・行政書士の業務	町の過疎地に限り、労働者派遣法で禁止されているいわゆる士業の派遣禁止を解禁すべきである。 現状過疎地にて、サービスを受けられない地域に限定し派遣法により禁止されている「士業の派遣」を認める	現在、士業派遣は労働者派遣法で規制をされている。過疎地においては士業不足のため、住民が都市部まで移動がしいられ、満足した社会サービスを受けていない。そのため、過疎地においては士業の人材派遣をとおして、過疎地の住民が士業のサービスを受けられる機会を創出すべきである。		(株)パソナシャドー キャビネット	13 東京都	金融庁 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 経済産業省
1 0 1 8 0 1 0	「貨幣損傷等取締法」の適用除外による、手品用コインの製作認可。	現在、流通しているコインを加工して、手品用コインを作ることが認識で出来るような一定の要件を満たしている場合には、「貨幣損傷等取締法」の適用をしないとする、提案です。	現状の規制の問題点について:「貨幣損傷等取締法」があるために、現在流通している日本のコインを加工することができません。この法律は、コインを地金にすることを防止する目的で作られたようです。法律制定当時、手品用コインの製造を規制する議論は、されていません。現行の状況では、不十分な理由について:現在、外国のコインを加工して作った、マジック用コインがあります。これらのマジック用コインを使えば、同じ現象を起こすことが出来ます。しかし、マジックを演じるときに、一番大切なことは、「自然さ」です。観客から借りたコインをマジック用コインとすり替えて、演じると、絶大なるインパクトがあり、外国通貨では、代用できません。経済的社会的効果について:アンダーグラウンドで日本円の手品用コインを販売していたフレンチドロップでは、月に100万円程度の売り上げがあったようです。製造が認可され、公の販売が可能になれば、数倍の市場規模(年間数千万円程度)があると思われます。特例の適用に当たっての弊害発生防止の措置について:マジック用コインは、現行のコインを加工して製作します。そのためマジック用コインの価格は、コインの額面より、高くなります。そのため、マジック用コインを購入した人は、流通の目的で使うことは、ありませんが、紛失、遺失の可能性は、否		個人	33 岡山県	財務省
1 1 5 1 0 1 0	税関の24時間通常開庁化	現在、平日08:30～17:00までの執務時間以外については、税関の臨時開庁申請・手数料が必要とされるが、これを免除する。	成田国際空港は、国内の国際航空貨物量の約7割弱を取り扱う、国内最大の国際物流ゲートウェイとなっているが、貨物便の到着274便のうち171便(62%:'07年3月第1週実績)は税関執務時間外に到着するため、荷主サイドにおいて、コスト削減のため、臨時開庁時間帯を避け、執務時間帯に申告を行っている状況にある。このため、貨物地区構内で、貨物引取車両が非常に混雑するピーク時間帯・曜日があり、運用効率の低下が問題となっている。今後、アジアの中における我が国の経済発展を支え、空港周辺地域の経済活性化にも資するよう、臨時開庁手続きを緩和し、物流効率化をさらに推進していく。「アジア・ゲートウェイ構想」において、当空港について国際拠点空港として「物流の効率化・円滑化を推進」としてあり、「最重要項目10」として、「アジア・ゲートウェイ構造改革特区(仮称)」の創設により、「物流効率化」、「夜間活用に資する貿易手続の簡素化」等を「重点的に支援する」としていることから、特区の提案制度を活用し、臨時開庁申請・手数料を免除することにより、物流コストの削減、貨物引き取りのリードタイム短縮、貨物地区の混雑緩和、貨物取扱処理能力の向上等、フォワード業務の効率化を一層	成田国際空港アジア・ゲートウェイ特区	千葉県、成田国際空港株式会社	12 千葉県	財務省

1 1 3 5 0 1 0	税関の24時間通常開庁化	現在、08:30～17:00の税関執務時間以外については、臨時開庁扱いとして臨時開庁申請や手数料が必要となっているものを、24時間通常開庁化(24時間執務時間扱い)し、これらを不要とする。	深夜早朝においても、昼間帯と同様の手続きを行えるようにして、手続きの簡素化とリードタイムの短縮を図る。臨時開庁に必要な手数料を不要として、物流コストの削減に繋げる。日本唯一の完全24時間空港として、全国の深夜航空貨物の受け皿となる関西国際空港を特区化して、全国の深夜物流の効率化と促進に繋げ、完全24時間SCMの実現と、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のため、関西国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。 (提案理由)税関執務時間外の17:00～08:30に国際貨物便の75%(2007年6月現在)が就航する関西国際空港においては、臨時開庁時間帯における税関への諸申請手続きが増加しつつある。そもそも臨時開庁制度の趣旨は、執務時間外にやむを得ず発生する税関行政手続きに対応する、あくまで「臨時的」な措置であり、この臨時的な特別対応に係るコストを受益者負担の原則から臨時開庁手数料として徴収されている。日本唯一の完全24時間空港である関西国際空港については、深夜早朝に日本最多の国際貨物便が既に乗り入れており、2期供用後は更に増加することが見込まれていることから、もはや「臨時扱い」ではなく、執務時間並みの完全24時間通常	関西国際空港アジア・ゲートウェイ特区	大阪府、関西国際空港株式会社	27 大阪府	財務省
1 1 3 3 0 3 0	深夜・早朝時間帯での通常税関手続きが可能となる「税関の24時間通常開庁化」	24時間運用である中部空港において、税関の24時間通常開庁化を実現し、臨時開庁に係る税関長の承認や、臨時開庁手数料の納付の手続の適用除外を可能とするもの	・24時間運用空港である中部空港がその機能をフルに発揮する上で、税関の24時間通常開庁化が必要不可欠であり、本提案は臨時開庁の申請手続や手数料負担の廃止を求めるもの。 ・これにより、物流の効率化が図られ、ものづくりを基盤とする中部圏の産業発展に大きく寄与するとともに、アジアのゲートウェイとしての中部国際空港の国際競争力の向上につながる。 (提案理由) ・行政機関の休日(土・日・休日)及び税関の執務時間外(17:00-翌朝08:30)に、輸出入許可等の税関の執務を必要とする場合は、臨時開庁に係る税関長の事前承認を受け、かつ臨時開庁手数料を納付する必要がある。 ・中部空港では、臨時開庁手数料が1/2に軽減(平成15年特区措置と、平成17年関税法改正に伴うみなし措置)。 ・中部空港は24時間運用空港であり、実際に、国際貨物便数のうち、税関の執務時間外に到着する便は週51便中30便、出発する便は週51便中39便と多い。	中部国際空港アジアゲートウェイ特区	愛知県、中部国際空港株式会社	23 愛知県	財務省
1 1 8 7 0 6 0	CIQの土日・早朝夜間などの臨時開庁制度や手数料の見直し	【内容】博多港における平日早朝と土曜日の臨時開庁について、現行特区制度において臨時開庁手数料を1/2に軽減しているが、これを無料化する。	【実施内容】博多港には、毎朝6時に入港する貨客フェリーや水・土曜の早朝入港する高速RORO貨物船が就航しており、これらに対応して臨時開庁制度を活用した場合など、その手数料を無料化する。(平日7:30～8:30、土曜7:30～17:00) なお、旅客については、入管・税関とも毎日7:30から常駐体制で対応済(手数料なし)である。 【提案理由・目的・効果等】港湾フルオープン化への対応やスピーディでシームレスな国際複合一貫物流サービスを実現し、事業者の負担軽減、リードタイム短縮、コスト削減等に繋げる。	福岡・アジアゲートウェイ構想	福岡市	40 福岡県	財務省

1 1 3 5 0 3 0	輸入貨物に対する自動通関システムの導入	航空機が日本に到着して保税地域に貨物を搬入する前に、一連の輸入通関手続を完了させ、輸入の許可を受けておくことを可能とする。	<p>輸入貨物が日本の保税蔵置場に搬入される前(航空機での輸送中など)に輸入に関する手続きを完了させることにより、貨物到着後直ちに荷主への引渡しを可能とし、輸入貨物取引のリードタイム短縮により、航空物流の効率化と促進につながり、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、関西国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。</p> <p>(提案理由) 輸入貨物は、原則として日本側の保税蔵置場(空港のエアライン上屋等)に搬入後に輸入申告を行う必要があるが、米国においては、AMS(Automated Manifest System)(=日本版のNaccsに相当)での申告により、輸入手続きは到着前(但し航空機の離陸後)に完了し、荷主は航空機到着後直ちに貨物の引取りが可能であることから、同様の制度を求めるものである。</p>	関西国際空港アジア・ゲートウェイ特区	大阪府、関西国際空港株式会社	27 大阪府	財務省
1 1 5 1 0 3 0	航空貨物に対する自動通関システムの導入	自動通関システムの導入により航空機が日本に到着し保税地域へ貨物を搬入する前に、輸入の許可を受けることを可能とする。	<p>国際拠点空港における物流効率化を推進する観点から、輸入貨物取引のリードタイム短縮、航空貨物輸送の効率化等を促進するため、到着後直ちに貨物を荷主へ引き渡せるよう、輸入貨物が日本の保税蔵置場に搬入される前(航空機による運送中等)に、輸入に関する手続きを完了できるよう検討頂きたい。</p> <p>具体的には、現在、輸入申告は原則として日本側の保税蔵置場(空港のエアライン上屋等)への搬入後に行っているが、米国のAMS(Automated Manifest System)(=我が国のNACCsシステムに相当)と同様、輸入手続きを貨物到着前(航空機の離陸後)に完了できるようにし、航空機到着後直ちに荷主による貨物の引き取りが可能となるよう検討頂きたい。</p>	成田国際空港アジア・ゲートウェイ特区	千葉県、成田国際空港株式会社	12 千葉県	財務省
1 1 3 3 0 1 0	航空貨物の日本到着前(保税地域搬入前)の輸入通関手続完了の可能化	航空機が日本に到着して保税地域に貨物を搬入する前に、一連の輸入通関手続を完了させ、輸入の許可を受けておくことを可能とする。	<p>・本提案は、保税地域への貨物搬入前に、輸入通関手続を完了させる特例を要望するもの。</p> <p>・これにより、物流の効率化が図られ、ものづくりを基盤とする中部圏の産業発展に大きく寄与するとともに、アジアのゲートウェイとしての中部国際空港の国際競争力の向上につながる。</p> <p>(提案理由)</p> <p>・貨物の輸入に当たっては、貨物を保税地域に入れ、輸入申告を行い、税関による申告書類の審査、税関による必要な貨物検査を経て、関税・消費税を納付し、税関長の輸入許可を受けることが一般的な輸入通関制度。</p> <p>・輸入通関制度の特例として、「予備審査制度」や、この予備申告制度を活用した「到着即時輸入許可制度」があるが、いずれの場合も、保税地域への貨物搬入後に、税関長に本申告を行うことが必要であり、手続に時間を要する。</p> <p>・米国、韓国等のように、保税地域搬入前に輸入通関手続が完了し、航空貨物到着後、直ちに貨物を引き取ることができれば、海上貨物輸送に比べ高費用で、スピードが非常に重要な航空貨物輸送のリードタイムの大幅な短縮が可能。</p>	中部国際空港アジアゲートウェイ特区	愛知県、中部国際空港株式会社	23 愛知県	財務省

1 1 3 5 0 6 0	出入国審査時の優先レーンの導入	世界の主要空港ですすでに導入されている、出入国審査における「ビジネスクラス以上の旅客」、「乗り継ぎ旅客」及び「VIP旅客(ビジネスジェットの旅客を含む)」に対する「専用手続きレーン」を設置する。	「ビジネスクラス以上の旅客」、「乗り継ぎ旅客」及び「VIP(ビジネスジェットの旅客を含む)」に対する利便性の向上を図ることにより、ビジネス旅客、内際乗り継ぎ旅客、VIPの利用増加が見込まれ、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、関西国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。 (提案理由)国際線旅客は、出入国の際、税関、入国管理局、検疫における諸手続が必要となるが、現在、関西国際空港には世界の主要空港で導入されている「ビジネスクラス以上の旅客」、「乗り継ぎ旅客」及び「VIP」に対する「専用手続きレーン」は設置されておらず、これらの旅客に対する利便性向上が望まれている。	関西国際空港アジア・ゲートウェイ特区	関西国際空港株式会社	27 大阪府	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省
1 1 3 8 0 1 0	出入国審査時の優先レーンの導入	世界の主要空港ですすでに導入されている、出入国審査における「ビジネスクラス以上の旅客」、「VIP旅客(ビジネスジェットの旅客を含む。)」等に対する「専用手続きレーン」を設置する。	「ビジネスクラス以上の旅客」、「VIP(ビジネスジェットの旅客を含む。)」等に対する利便性の向上を図ることにより、ビジネス旅客、VIP等の利用増加が見込まれ、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、成田国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。 (提案理由)国際線旅客は、出入国の際、税関、入国管理局、検疫における諸手続が必要となるが、現在、成田国際空港には世界の主要空港で導入されている「ビジネスクラス以上の旅客」、「VIP」等に対する「専用手続きレーン」は設置されておらず、これらの旅客に対する利便性向上が望まれている。	成田国際空港アジア・ゲートウェイ特区	成田国際空港株式会社	12 千葉県	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省
1 1 3 4 0 2 0	出入国審査手続時の「ビジネスクラス以上」及び「内際・内際乗継など時間的制約のある」旅客に対する「専用手続きレーンの設置」	日中の定期便等の搭乗客に対する出入国審査手続(Ⅰ)について、ファーストクラス・ビジネスクラス搭乗客、及び国際線・国内線乗継など時間的制約のある旅客に対する専用手続きレーンの設置の運用を求めるもの	・本提案は、国際空港として多様化する旅客への利便性向上を図るため、定期便等の搭乗客に対する出入国審査手続(Ⅰ)について、ファーストクラス・ビジネスクラス搭乗客、及び国際線・国内線乗継など時間的制約のある旅客に対する専用手続きレーンの設置の運用を要望するもの。 ・これにより、世界的な企業による国際ビジネス会議等の開催の円滑化など、中部圏での国際経済・文化交流拡大、ものづくり産業のさらなる集積・発展、金融資本市場の機能強化などが図られ、またアジアのゲートウェイとしての中部国際空港の国際競争力も向上。さらに、政府が進める訪日観光客の増大や官民の国際会議の開催数の増大にも貢献。 (提案理由) ・現状では、ビジネスクラス以上の旅客及び国際線・国内線乗継旅客は、それ以外の搭乗客と同じ出入国手続のブースまで来て、列に並び、出入国手続を受けている。これらの搭乗客は、ビジネス目的、あるいは乗り継ぎする必要があり、したがって時間的制約が強いに	中部国際空港アジアゲートウェイ特区	中部国際空港株式会社	23 愛知県	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省

1 1 3 5 0 4 0	輸入貨物に対する税関検査の優良事業者への優遇化	輸入貨物の税関検査が必要な場合における、過去の取引実績を考慮した「検査個数及び検査に係る費用の軽減措置」を新設する。	現物検査の場合でも、検査個数の軽減や現場検査（出張検査）による検査費用（運送費）を軽減することにより、リードタイムの短縮やコストの低減が可能となり、航空物流の効率化と促進につながり、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、関西国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。 （提案理由）税関では、輸入申告された書類を審査し、必要があれば当該貨物が申告書に記載されている貨物と同一であるか、数量が正しいか、怪しい荷物が入っていないか等について、税関検査（現物検査）が行われる（関税法第67条）。また、税関検査が税関の検査場で行われる場合、検査場までの輸送費用（貨物の検査場への運送費）は荷主負担となっていることから、これらの負担の軽減を求めるものである。	関西国際空港アジア・ゲートウェイ特区	大阪府、関西国際空港株式会社	27 大阪府	財務省
1 1 3 3 0 2 0	輸入貨物の税関検査が必要な場合における、検査個数軽減及び現場検査(出張検査)拡大	輸入貨物の税関検査が必要な場合において、過去の取引実績から優良と認められる事業者について、巨大貨物等に限定されている現場検査要件の弾力化を図るとともに、均質等量に包装された貨物の一部指定検査にあたって検査個数の基準を軽減する。	・本提案は、過去の取引実績やコンプライアンス体制構築において優れた事業者について、貨物の検査個数の軽減、検査場検査の緩和・現場検査（出張検査）の拡大（検査場への貨物輸送負担の軽減）を要望するもの。 ・これにより、物流の効率化が図られ、ものづくりを基盤とする中部圏の産業発展に大きく寄与するとともに、アジアのゲートウェイとしての中部国際空港の国際競争力の向上につながる。 （提案理由） ・税関では輸入申告された書類を審査し、必要があれば当該貨物が申告書記載貨物と同一であるか、数量が正しいか、怪しい貨物が入っていないか等について税関検査（現物検査）を行う。均質等量に包装された貨物について、一定の検査個数の基準が定められている。 ・また、税関検査は原則、税関検査場で行うこととされており、検査場までの輸送費用（貨物の検査場への運送費）は荷主負担となっている。 ・この2点において事業者負担が軽減できれば、コスト縮減、リードタ	中部国際空港アジアゲートウェイ特区	愛知県、中部国際空港株式会社	23 愛知県	財務省
1 1 5 1 0 4 0	輸入貨物に対する税関検査の優良事業者への優遇化	輸入貨物の税関検査において、過去の実績を考慮し、優良事業者について検査個数及び検査費用の軽減措置を図る。	現在、輸入申告書類の審査後、貨物が申告書に記載されているものと同じであるか、数量が正しいか等、必要に応じて税関検査（現場検査）が実施されており、当該検査が税関の検査場において実施される場合、検査場までの輸送費用（貨物検査場への運送費）は荷主負担となっている。航空貨物輸送を効率化する観点から、検査に係る費用（運送費）の軽減、貨物引取りリードタイムの短縮、貨物地区の混雑緩和等を推進するため、過去の取引、コンプライアンス体制の構築状況を踏まえ、優良とみなされる事業者について、現場検査における検査個数の軽減、出張検査の実施等を検討頂きたい。	成田国際空港アジア・ゲートウェイ特区	千葉県、成田国際空港株式会社	12 千葉県	財務省

1 1 8 7 1 0 0	輸入又は輸出貨物の税関検査における優遇	【内容】 輸入・輸出貨物の貿易関連手続きの簡素化とともに、法令遵守に優れた事業者について、税関検査における優遇措置を講じる。	【実施内容】 法令遵守に優れた事業者について 現物検査時点での検査対象個数の削減、検査費用の軽減 米国向け輸出貨物の24時間ルールの緩和、などを行う。 【提案理由・目的・効果等】 港湾フルオープン化への対応やスピーディでシームレスな国際複合一貫物流サービスを実現し、事業者の負担軽減、物流の迅速・効率化、リードタイム短縮、コスト削減	福岡・アジアゲートウェイ構想	福岡市	40 福岡県	財務省
1 1 5 1 0 2 0	成田・羽田の戦略的・一体的活用	「アジア・ゲートウェイ構想」により、成田空港・羽田空港の連携等による物流の効率化・円滑化を推進する。	「アジア・ゲートウェイ構想」では、「羽田空港との連携等による物流の効率化・円滑化を推進」することとしており、また、物流効率化の推進の方策として、「アジア・ゲートウェイ構造改革特区(仮称)」を活用することとしているところである。今後の首都圏における航空貨物分野の動向については依然として不透明な部分も多いが、2010年の空港処理能力の増大に向け、成田空港及び羽田空港の連携等による物流の効率化・円滑化を推進していくため、羽田空港と成田空港間の「税関手続きの簡素化」の検討が必要と考える。 具体的には、国際物流促進のため、羽田空港と成田空港間において外国貨物を運送する際、簡便な保税運送申告、積出港変更手続きを伴わない貨物の積替え等、同区間を一つの「総合保税エリア」とみなす運用ができるよう検討頂きたい。 また、航空機に搭載する輸送用機材であるULD(特にパレット)は、国内線・国際線ともに同仕様であることから、同地域内において、ULDの内国貨物・外国貨物の扱いにかかる手続きを廃止し、国内線・国際線で共用できるよう検討頂きたい。	成田国際空港アジア・ゲートウェイ特区	千葉県、成田国際空港株式会社	12 千葉県	財務省
1 1 3 5 0 2 0	指定地区内の保税運送承認免除化	現在、各事業者ごとに指定されている保税蔵置場間における貨物移動については、原則その都度の保税運送承認手続きが必要であるが、保税取締上問題がないと認められる指定された地区内においては、これを免除する。	保税運送に必要であった手続きを免除することにより、リードタイムの短縮と貨物品質の向上を図る。特に関西国際空港は、国際貨物便の50%が中国路線であり、このような飛行時間が約1~3時間以内の航空物流においては、空港内における数十分の短縮も、大きくトータルリードタイムの効果的短縮につながる。特に温度管理が重要である輸入生鮮貨物においては、商品劣化を防ぎ、新鮮なものをそのまま市場に送り出すことができ、商品付加価値の向上、食の安全の向上にもつながり(クールチェーンの実現)、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、関西国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。 (提案理由) 関西国際空港の国際貨物地区は他空港と相違し、エアライン・フォワーダー・通関業者が一地区の極めて隣接したエリアに集約されており、数10m~数100m以内の保税蔵置場間における貨物移動が主である。そのような短距離貨物移動においても保税運送承認手続きが必要であることは、集約型複合機能型の国際貨物地区をもつ関西国際空港のメリットを十分に有効活用できない。関西国際空港の国際貨物地区は、「空港保安区域」として一般の人が容易に進入す	関西国際空港アジア・ゲートウェイ特区	大阪府、関西国際空港株式会社	27 大阪府	財務省

1 1 8 7 0 9 0	近接する保税地域間における保税運送承認制度の簡素化	【内容】 総合保税地域の保税運送承認は撤廃されているが、博多港の近接するその他の保税地域間における貨物移動(保税運送)についても、税関の承認なしで可能とする。	【実施内容】 法令遵守に優れた事業者について、博多港臨港地区内の保税地域間における保税運送を、税関の「事前承認」ではなく、「事後報告」のみで可能とする。 【提案理由・目的・効果等】 スピーディでシームレスな国際複合一貫物流サービスを実現し、事業者の負担軽減、物流の迅速・効率化、リードタイム短縮、コスト削減	福岡・アジアゲートウェイ構想	福岡市	40 福岡県	財務省
1 1 3 5 0 5 0	出入国手続施設の多様化	諸外国の空港で導入されている、ビジネス機や貨物機などに対応した、空港会社が別に設ける出入国手続施設において、出入国手続(CIQ)を行う運用を求める。	旅客ターミナルビルから遠く離れた場所に駐機するビジネス機や貨物機など多様な形態の利用者に対する利便性の向上を図ることにより、ビジネス機等の利用増加が見込まれ、経済交流の促進と、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、関西国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。 (提案理由) 関西国際空港には、諸外国の空港にみられるような専用手続施設などの設置が無く、国際空港として多様化する利用者への利便性向上が望まれている。	関西国際空港アジア・ゲートウェイ特区	関西国際空港株式会社	27 大阪府	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省
1 1 3 4 0 1 0	深夜早朝貨物機乗組員、ビジネス小型機搭乗客等に対応した出入国手続施設の多様化	深夜早朝貨物機乗組員、ビジネス小型機搭乗客等について、日中の定期便等の搭乗客とは別個の(空港会社が設ける)施設において、出入国手続(CIQ)を行う運用を求めるもの	・本提案は、国際空港として多様化する利用者の利便性向上を図るため、深夜早朝貨物機乗組員、ビジネス小型機搭乗客等について、日中の定期便等の搭乗客とは別個の(空港会社が設ける)施設において、出入国手続(CIQ)を行う運用を要望するもの。 ・これにより、世界的な企業による国際ビジネス会議等の開催の円滑化など、中部圏での国際経済・文化交流拡大、ものづくり産業のさらなる集積・発展、金融資本市場の機能強化などが図られ、またアジアのゲートウェイとしての中部国際空港の国際競争力も向上。さらに、政府が進める訪日観光客の増大や官民の国際会議の開催数の増大にも貢献。 (提案理由) ・現状では、深夜早朝貨物機の乗組員や、ビジネス小型機の搭乗客は、定期便等の搭乗客と同じ出入国手続のブースまで来て、列に並び、出入国手続を受けている。深夜早朝時間帯に飛来する場合に、ブースに至る導線全てにおいて冷暖房・照明等を確保する必要があることから運営コストがかかる。またビジネス小型機で緊急に飛来する	中部国際空港アジアゲートウェイ特区	中部国際空港株式会社	23 愛知県	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省

1 1 8 7 1 2 1	国際定期貨物航空路線の誘致への支援と乗り入れに伴うCIQの体制強化	【内容】 増加したフレーターに対応するために、既存の保税蔵置場に隣接した倉庫を事前に保税蔵置場として指定する。	【実施内容】 国際空港貨物便に関し、二国間交渉ではなく、届出制により路線開設や増便等を行うことを可能とする。 【提案理由・目的・効果等】 福岡空港の国際貨物輸送の利用増大を図る。	福岡・アジアゲートウェイ構想	福岡市	40 福岡県	財務省
1 1 8 7 0 7 0	鉄道輸送用コンテナ等の通関手続きの簡素化	【内容】 主に国内鉄道用に使われている12ftコンテナ等について、リスト通関を可能化する。	【実施内容】 アジアとのSea&Railサービスを促進するために用いる12ftコンテナやフラットラックコンテナ等について、国際海上コンテナと同様、簡単にリスト通関を可能とする措置を講じる。 【提案理由・目的・効果等】 スピーディでシームレスな国際複合一貫物流サービスを実現し、リードタイム短縮、コスト削減、CO2削減等に繋げる。	福岡・アジアゲートウェイ構想	福岡市	40 福岡県	財務省
1 1 8 7 0 2 0	CIQ対応の特例(船内での入国審査等の実施)	【内容】 中国人旅行客の接岸前でのCIQ手続き可能分野の拡大(船内での入国審査等の実施)	【実施内容】 円滑な入国が困難なほどの数の団体中国人旅行客が入国する際は、船内での入国審査を実施する等、接岸前での入国審査方法を拡大することにより、旅行者の円滑な入国を可能とする。 【提案理由・目的・効果等】 現在、九州や沖縄においては、大型クルーズ船での団体中国人旅行客の入港が行われているが、接岸後のCIQ手続きに非常に時間がかかることがあり、旅行者からのクレームの原因となっている。上記の対応により、入管審査の負担の軽減や旅行代理店へのクレーム対応が可能となり、中国人旅行客の満足が向上するとともに、国内での滞在時間及び消費も拡大し、地域経済の活性化に貢献する。また、アジアゲートウェイ特区での今後のインバウンド拡大も期待される。	福岡・アジアゲートウェイ構想	福岡市	40 福岡県	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省

1 1 8 7 0 3 0	アジアハイウェイの実現に向けた日本－韓国間の車両乗り入れに係る諸制度の特例	<p>【内容】 税関での車両検査の簡素化・合理化、利用可能な車種の拡大等により、日本－韓国間のマイカーでの交流しやすさが可能となる</p>	<p>【実施内容】 日本－韓国間の国境を越えたマイカーでの短期旅行を実施する</p> <p>【提案理由・目的・効果等】 日本－韓国間に日常的な旅行圏域が形成され、より頻度の高い国際観光が可能となり、地域経済の活性が図られる</p>	福岡・アジアゲートウェイ構想	福岡市	40 福岡県	国土交通省 財務省
---------------------------------	---------------------------------------	---	---	----------------	-----	--------	--------------

規制の特例措置に係る拡充提案・関連提案

提案事項管理番号	規制の特例措置の番号・名称	提案内容	提案理由	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
2002010	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	<p>農家民宿等における酒類の製造免許を受ける際の濁酒の定義は、原材料として、米、米麹、水を使用するもの、また一つ以上の特定物品を使用できるものとされています。この特定物品には、麦、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえ、でんぷん若しくはこれらの麴等となっておりますが、本町のように多様な雑穀の生産が行われている地域においては、アマランサス、だったんそばを使用できるよう、濁酒の定義の中にいていただきたい。</p>	<p>本町は、古くからヤマセの影響をたびたび受け、稲作に依存できない気候風土の中で、比較的冷涼な気候に強いひえ、あわ、きびなどの雑穀の栽培が行われ、町民を飢饉からたびたび救ってきた歴史がある。近年、この雑穀が安全・安心の食材や健康食品として、消費者の注目を集めている。本町は雑穀による町おこしと、町の活性化を目指し取り組みをしているところである。本町は多様な雑穀の栽培が行われ、特に古代インカ帝国で食用に栽培されていたと言われるヒコ科の植物でカルシウム、鉄分を多く含んだアマランサスの生産が全国一であり、これに付加価値をつけての流通・販売が課題となっていることから、今般、どぶろく特区の認定を受けたことにより、この材料を濁酒として利用できるようにしていただきたい。</p>	岩手県軽米町	3 岩手県	財務省
2011020	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	<p>【特区法に定める濁酒の定義】で定める原料規定の緩和を求めます。</p>	<p>「(自ら生産した)米、米こうじ及び水などを原料として発酵させたもので、こさないもの」、「(自ら生産した)米、水及び麦などの特定物品(麦、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえ、でんぷん若しくはこれらのこうじ、米こうじ又は清酒かす)を原料として発酵させたもので、こさないもの」と原料規定がありますが、これでは地場産品を有効活用した濁酒製造ができません。</p> <p>米だけの濁酒でなく、地元の特産品を入れた濁酒を作りたい。例えば、北海道ならイモ又はコーンを使用した濁酒。雫石町ならわさび又はトマトを使用した濁酒等、地場特産(わさび、とまと)のものを風味付けに使いたいという要望があります。</p> <p>今後、濁酒を活用した地域振興を図っていく上で、様々なアイデアが提案されることが考えられ、そのアイデアを無駄にしたいくありません。このような貴重な農業者からのアイデアを無駄にしないためにも、さらなる規制の緩和が必要であると考えます。</p>	雫石町	3 岩手県	財務省

規制の特例措置に係る拡充提案・関連提案

2011030	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	製造免許申請時、定時の報告様式の簡素化、単純化を要望します。	免許取得申請、毎月申告の提出書類が多く、書類の作成が煩雑であり、負担が大きいようであります。書類作成時の負担軽減を図り、製造者の視点に立った書類様式の整備が望まれます。	栗石町	3 岩手県	財務省
2011040	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	販売免許申請時、定時の報告様式の簡素化、単純化を要望します。	販売許可申請時、取得後の提出書類が細か過ぎるため、販売免許取得が困難となっており、製造量の拡大を図れないようであります。書類作成時の負担軽減を図り、製造者への十分な配慮が必要と考えます。	栗石町	3 岩手県	財務省
2004010	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	特定農業者の要件の緩和 酒税法の特例措置の「農家民宿等を営む農業者」という資格要件を「農家民宿等を営む農業者又は農業者と生計を同一にする世帯員」に要件を緩和	当地域の場合、すでに民宿・旅館業を営んでいる農家が相当数存在するが、高齢化が進み、子に農業経営を移譲しているなど、農業と民宿等の経営体名義の不一致により申請が阻害される要因となっている。また、経営的要件(減収等)も事前審査段階で指摘を受けたことにより申請を取り下げる例もある。(製造免許付与条件の高さが障壁となり、免許取得者がいない状況となっている。)	八幡平市	3 岩手県	財務省

規制の特例措置に係る拡充提案・関連提案

2005010	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	この規制の特例措置の要件で、特区内の特定農業者が自ら生産した米を使用しなければならないこととなっているが、自ら経営、若しくは社員となる「農業生産法人」が生産する米を使用できるよう、特例措置の要件の拡大を求める。	農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例の特例措置を活用するにあたって、特定農業者自らが生産する米を使用しなければならないとなっているが、現在の地方が抱える人口減少、少子高齢化等の諸問題も起因して、集落の活力の衰退による、営農の担い手不足や農地の荒廃が進むことから、農業形態の変化が求められている。このような背景から、集落内で「農業生産法人」を設立し、地域営農体制の維持・確立に向けて取り組むことが必然となっている。また、このような営農体形を農林水産省も推進しており、今後、法人により営農するケースが多くなっていく。佐渡市の特区内の特定農業者も例外ではなく、「農業生産法人」を自ら設立し、地域内の営農の維持に取り組むことが求められている。また、「農業生産法人」による、宣伝、流通、販売促進によって価値が高まった米を使用でき、より多くの交流人口が生まれことが期待される。このことから、自ら経営、若しくは社員となる「農業生産法人」が生産する米を使用できるよう特例措置の要件の拡大を求めるものである。	佐渡市	15 新潟県	財務省
2005020	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	この規制の特例措置の要件で、構造改革特別区域内で農家民宿や農園レストラン等を営む農業者が特区内の自己の酒類製造場で製造する濁酒となっているが、濁酒製造の一部を、区域内的の杜氏等に委託しても良いと特例措置の要件の拡大を求める。	農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例の特例措置を活用するにあたって、構造改革特別区域内の特定農業者が自己の酒類製造場で製造する濁酒となっており、このことは、より品質の高い濁酒を製造するのに障害となっている。製造工程に地元杜氏等の技術を活用することにより、品質の良い濁酒を提供できることや、特定農業者がつくる米のブランド力と、地酒のブランド力が合することで、濁酒と地酒の価値が共に高まることも期待できる。また、特区内の特定農業者の集落では、トキの野生放鳥に向けてのボランティア活動が活発であり、都市との交流が盛んであることから、この取組みが有効であるし、特定農業者の負担の軽減にも繋がることから、特区内の自己の酒類製造場で製造の一部(例:洗米～仕込み)、を特区内の杜氏に委託し、特定農業者と協働で濁酒を製造できるように、特例措置の要件の拡大を求める。	佐渡市	15 新潟県	財務省

規制の特例措置に係る拡充提案・関連提案

2007010	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	<p>特区内農家に対するどぶろく製造許可の条件緩和をお願いしたい。 具体的には、どぶろく製造免許の申請条件である農家レストランもしくは民宿の営業条件を撤廃していただきたい</p>	<p>本町は平成16年にどぶろく特区の認定をいただき、翌17年10月にはどぶろくの製造農家が1軒誕生しましたが、地域経済への波及効果は薄く、2軒目の製造農家は未だ見込みがない状況にあります。本会では、農林商工業者の事業機会創出を目的に、平成18年度中小企業庁の補助を受け「どぶろく特区を活用した三股町全国PR大作戦」と銘打って、どぶろくを使った商品開発に取り組みました。地域資源を活用し、町内農林商工業者が連携した事業として、関係機関やマスコミからも注目され、その商品は東京で開催された商談会に出展したところ、多くのバイヤーから取引きの商談をいただいたところです。この事業を通じて、どぶろくの売上も好調で、H18年度の販売量は6キロリットルに及びました。しかしながら、新たな製造農家が誕生せず、どぶろくを使った加工食品等を販売する商業者は、材料の確保の問題もあり、大手バイヤーとの取引きを断念せざるをえません。農家が製造免許取得に取り組めない理由として、農作業をしながらレストランや民宿を営業することは困難との回答をされます。九州管内でも行政が特区の認定を受けたが、免許を取得される製造農家が少ないのは、この点が影響しているのではないかと考えます。</p>	三股町商工会	45 宮崎県	財務省
2009010	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	<p>農家民宿等の酒類製造において、同一生計を有する家族間での土地賃貸借契約締結の緩和を求めます。</p>	<p>農家民宿等における酒類製造について、同一生計を有する家族間(農家民宿等の経営者が妻「特定農業者」で、農業収入に係る申告納税者が夫)の場合でも、土地の賃貸借契約を締結する必要があると税務署から指摘されました。所謂、同一生計状態にある家族間の場合は、このような事務手続きの煩雑が避けられるよう提案いたします。</p>	二戸市	3 岩手県	財務省

規制の特例措置に係る拡充提案・関連提案

2010010	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	<p>濁酒の製造場と農家民宿及び農園レストラン等が同一敷地内に存在する場合、農家民宿及び農園レストラン等において濁酒をお土産として販売する際には、酒類販売免許を取得せずに濁酒の販売ができるよう、酒税法の基準の緩和を求める。</p>	<p>農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例(いわゆる「どぶろく特区」)の特例措置を活用するにあたって、特定農業者が濁酒をお土産として販売する際、製造者が製造免許を受けた製造場において販売を行う場合は酒類販売免許は必要ありませんが、農家民宿及び農園レストラン等において販売を行う場合は、酒税法の基準に基づき酒類販売免許の取得が必要となっている。酒類の製造免許がなければ、製造場と農家民宿及び農園レストラン等が同一敷地にある場合でも、消費者が濁酒を土産品として求めようとすれば、わざわざ農家民宿及び農園レストラン等から製造場へ移動し、濁酒の購入を行わなければならない。この度の、通称「どぶろく特区」の認定の趣旨としては、農業振興による地域の活性化を推進することであり、事業の拡大のためにも、このような場合、単なる場所の移動によって濁酒の販売の可否が決まる部分があるため、酒税法における酒類販売免許の取得基準の緩和措置を行う。</p> <p>代替措置： 濁酒の製造場と農家民宿及び農園レストラン等が同一敷地内に存在する場合、酒類販売免許を取得しなくても、農家民宿及び農園レストラン等において濁酒をお土産として販売することができるよう措置を講ずる。</p>	高槻市	27 大阪府	財務省
2011010	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	<p>親族等同じ世帯員を後継者とする場合の引継ぎ手続き、製造免許取得要件の緩和、手続きの簡素化を要望します。 また、後継者の免許取得時に提出する書類も、先代の事業者が経営、製造を行っていた場所と同一の場所で事業を行う場合の提出書類の省略等（農業の経営委譲を行う際にまとめて申請できるようにすることも可）も併せて要望します。</p>	<p>免許取得要件として、濁酒製造者と農業経営者、民宿経営者が同一でなければなりません。この経営を後継者に引き継ぐ際、すべてを後継者名義に変更・譲渡しなければならず、無駄な費用や時間、労力を費やされます。また、スムーズな継承が行うことができないと思われます。 このように、農家経営者の高齢化が進んでいる中、製造者の拡大にもつながらず、製造者に対する配慮が不十分であると考えられます。</p>	雫石町	3 岩手県	財務省
2011050	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	<p>「経営の基礎が薄弱と認められる場合」の基準の緩和を要望します。</p>	<p>負債を抱えていたり預金残高が乏しい場合、酒税の納税者として不適格とされてしまい、特区を活用したいと思う農業者の拡大が図れず、基準の緩和が必要であると考えます。</p>	雫石町	3 岩手県	財務省

規制の特例措置に係る拡充提案・関連提案

2012010	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	農家民宿等が製造する濁酒は、法律上こすことができないので、これをできるようにしていただきたい。	<p>現在の特例措置では、「米、米こうじ及び水又は米、水及び麦その他の財務省令で定める物品を原料として発酵させたもので、こさないものに限る。」とあり、農家民宿等が製造する濁酒には、原料である米やこうじの粒が残るため、観光客等からもこれらの粒を取り除いて欲しいとの要望がある。</p> <p>農家民宿等が製造する酒類については、一度だけでもいいので、布又は笊などで、こすことを容認していただければ、観光客にも満足いただき、かつ交流事業がさらに促進されるものと考えられます。</p> <p>また、米粒を取り除くことにより、課税移出後の発酵も抑制できる効果が期待できると考えます。</p>	遠野市	3 岩手県	財務省
2012020	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	農家民宿等が製造する酒類の原料について、自ら生産する米以外の原料も容認していただきたい。	<p>現在の特例措置で、農家民宿等が製造できる酒類の原料は、「自ら生産した米」に限られているため、製造量が自ずと限られるとともに、多様な米の品種を用いて製造することが困難である。</p> <p>仮に冷害等の災害を被ると、事実上酒類の製造が困難となることが予想される。</p> <p>自ら生産した米以外の米を原料として酒類を製造することを容認することにより、多様な酒類の製造が可能となることから、都市農村交流事業の一層の推進が期待されるものと考えます。</p> <p>なお、自ら生産した米以外の米を原料とする場合には、必要以上の酒の製造を抑制する趣旨からも、仕入れする米の量については、一定の上限を設ける措置を講じる必要があると考えます。</p>	遠野市	3 岩手県	財務省
2012030	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	観光施設等を運営する法人が、濁酒の製造を行うおうとする場合の製造免許の酒類の製造免許又は酒類の販売業免許の申請者が破産者で復権を得ていない場合その他その経営の基礎が薄弱であると認められる場合	<p>酒類の製造免許の要件である経営基礎要件を充足するかどうかについての判断基準について、最終事業年度の繰越損失が資本等の額を上回っていないことが示されている。</p> <p>自家製による濁酒製造事業は、投入される費用も、通常の酒類製造と比較しても少額であり、交流事業を推進する一環として、観光施設等を運営する法人の再活性化として挑戦できる道を開くことが必要であると考えます。</p> <p>なお、本提案を措置していただくにあたっては、例えば、資金の借入先が出資者と同一の者であること、酒税の納税にあたり連帯保証人を付すこと、といった条件を付すことにより、酒税納税への支障がないよう配慮することが必要と考えます。</p>	遠野市	3 岩手県	財務省